

特集：旧現社会主義諸国における「歴史と記憶」と法

抗日英雄譚への疑義と英雄烈士保護法

高見澤 磨

序

小論は、「狼牙山五壮士」と呼ばれる抗日戦争において英雄とされた兵士の故事に疑義を提示して民事訴訟となった事件（以下、狼牙山五壮士事件）が少なくともひとつのきっかけとなって、2017年3月15日に第185条（第一章で触れる）を含む形で民法総則が公布され、2018年4月27日には英雄烈士保護法が公布される過程を概観し、歴史と記憶と法との関係について考察を試みる。

中国には後の王朝が前の王朝の歴史を国家事業として編纂する正史の伝統がある。そのことを以て自らの正統性を示してきた。中華民国においては清史の編纂が試みられ、中華人民共和国においても国務院の下に清史編纂委員会が置かれている。正史の伝統は近現代においても受け継がれている。

このような国家的な扱いとは別に、傑出した働きをしたとされる人物の後裔や同郷者は、個人や集団として英雄の記憶を思いとして持つ。

他方、歴史学者やジャーナリストが調査の結果としてそれに疑義を持ち、公開の場でその見解を明らかにすれば、国家の正統性への反逆や個人の思いへの侵害として位置づけられる可能性が生じ、学問の自由や言論の自由の正当な行使か否かが問われる。訴訟となった場合には、司法によって決することの是非自体が問われることになる。狼牙山五壮士事件は、そのようなケースのひとつである。

また、この事件は、政治的・社会的事件が立法に影響を与えるケースのひとつでもあり、法の体系性にも影響を与える場合さえある例としてとらえることができる。

第一章では、狼牙山五壮士事件前後から、2018年4月27日の英雄烈士保護法制定・公布までの過程を英雄烈士の概念を含めて概観する。第二章では、狼牙山五壮士事件における当事者と法院との法の見解を整理し、第三章では、英雄烈士保護法の内容を概観する。この一連の流れの背景には政治的な要因があるが、それについては結において今後の課題として仮説をいくつか挙げるにとどめる。

なお、狼牙山五壮士事件の訴訟資料は、その当事者である洪振快氏からコピーの提供を受けた。但し、関連する訴訟群全体としてはまだ終結していない。また、筆者がこの狼牙山五壮士事件について、その背景を含めてある程度体系的に知ったのは、2017年10月29日の日本現代中国学会全国学術大会における松戸庸子報告「中国リベラリズムの敗北—「狼牙山五壮士」名誉毀損事件をめぐる—」（愛知大学）であり（以下、松戸報告）、この報告は松戸庸子「英雄譚に正当性を付

与するための論理と条理—ネット言論空間で展開された「狼牙山五壮士」名誉棄損事件問題の意味—(南山大学紀要『アカデミア』社会科学編第13号、23-42頁、2017年6月)(以下、松戸論文)に基づくものであった。2018年5月5日に東京大学東洋文化研究所において洪振快氏及び松戸庸子氏と面談して関連することがらについて話をきく機会を得た。この面談及び洪振快氏の来日は、日本学術振興会・科学研究費補助金・基礎研究(C)「現代中国におけるコンテンツポリティクスの推移と到達点」(代表、松戸庸子南山大学教授15K03890、2015年度～2018年度)によるものである。これらのことにつき両氏に謝意を表す。

第一章 狼牙山五壮士事件から英雄烈士保護法への経緯

狼牙山五壮士とは、1941年9月の日本軍による掃討作戦に抗して、八路軍一部部隊の5名の兵士がしんがりをつとめ、日本軍をひきつけて抵抗、狼牙山山頂より飛び降りて、3名死亡、2名負傷(救助される)となった故事である。英雄的行いとされ、教科書や映画の題材ともなっている。

2013年8月27日に狼牙山五壮士の故事について疑義を示す見解がSNS上で示され、論争となり、この見解を示した者が8月30日に治安管理条例として行政拘留7日を課された。

2013年9月9日、洪振快は財經網にて、その処罰を批判し、また、狼牙山五壮士の故事の細部につき疑義を提示する言論を展開しはじめ、論争となった。2013年11月8日に洪振快は「“狼牙山五壮士”的細節分枝」を『炎黄春秋』2013年11期に発表、編集者は黄鐘であった。これに対して2013年11月23日に梅新育は批判を行った。

2014年3月 黄鐘・洪振快はネット上の批判者梅新育に対して名誉権侵害で訴え起こした。(北京市丰台区人民法院)(以下、訴訟A)。

2014年4月 黄鐘・洪振快はネット上の批判者郭松民に対して名誉権侵害で訴えを起こした(北京市海淀区人民法院)(以下、訴訟B)。

2015年8月 葛長生(「壮士」の子)は洪振快に対して名誉権侵害で訴えを起こした(北京市西城区人民法院)。(以下、訴訟C)

また、これとは別に壮士の子宋福保も訴えを起こした(以下、訴訟D)。

2015年12月21日訴訟B一審原告(黄鐘・洪振快)敗訴。上訴(北京市第一中級法院)。

2015年12月22日訴訟A一審原告(黄鐘・洪振快)敗訴。上訴(北京市第二中級法院)。

2016年2月29日訴訟A二審上訴人(黄鐘・洪振快)敗訴(上訴棄却、原審判決維持)。

同日訴訟B二審上訴人(黄鐘・洪振快)敗訴(上訴棄却、原審判決維持)。

2016年6月27日訴訟C一審被告(洪振快)敗訴。上訴(北京市第二中級法院)。

2016年8月15日訴訟C二審上訴人(洪振快)敗訴(上訴棄却、原審判決維持。公開の謝罪文を求める)。

2016年10月21日『人民法院報』に強制執行公告。

(なお、訴訟Dも被告敗訴、上訴後も敗訴。但し、判決書未見)

以上が、2013年9月から始まるネット上の論争から2016年の洪振快側二審敗訴までの過程である。当事者の主張及び法院判決の法的側面は第二章で概観する。洪振快・黄鐘側は、行政上及び

刑事上の処罰は受けていないが、民事事件においては、自らを批判した者を名誉毀損として訴えた裁判においても、壮士の子から起こされた名誉毀損事件の裁判においても敗訴して終わっている。

留意すべきは、2013年に至るまでの過程である。

2012年11月8日に胡錦濤により中国共産党第18回全国代表大会報告が行われ、そこには、「社会主義核心価値観」（富強、民主、文明、和諧、自由、平等、公正、法治、愛国、敬業、誠信、友善）の提唱が含まれていた。この大会では習近平が次の総書記として選出され、「社会主義核心価値観」も受け継がれていく。この12の概念は、共産党にとって重要なものとされるとともに、これらの概念を公の場で用いるときには、共産党が用いる意味と文脈とに制約されることとなる。但し、その具体的な現れの体系的な検討は著者の今後の課題とする。その現れと思われる事件が2013年にはいつてから起こるようになる。

2013年1月に『南方週末』事件（新年号社説差し替え）。憲政・民主・自由・平等といった言葉が使われていたとされる。2013年4月には「七不講」事件（2013年5月11日『明報』報道。授業における禁句についての華東政法大学の教員からの情報。人類の普遍的価値、報道の自由、市民社会（『公民社会』）、市民の権利（『公民権利』）、党の歴史の誤り、「権貴資産階級」、「司法の独立」の7つの概念は授業において禁句となっているとの報道）。

狼牙山五壮士故事についての最初の行政拘留やその後の民事事件の敗訴も、言論取締の傾向のひとつとして見られるようになる¹。

また、こうした傾向を反映して、2017年3月15日公布の民法総則（10月1日施行）にはふたつの特徴的な条文が加えられた。第1条は、民法総則の、したがって、民事法の原則を掲げるものであるが、ここに「社会主義核心価値観」が置かれた。上記12の概念は民事法の原則ともなった。いまひとつは第185条である。

第185条は「英雄烈士等の氏名、肖像、名誉、荣誉を侵害し、社会公共の利益に損害を与えたときは、民事責任を負わなければならない」と定める。

配置の上ではやや唐突であり、第180～184条は、不可抗力、正当防衛、緊急避難、緊急救助を定め、第186～187条は、違約と不法行為とが競合する場合、行政責任と刑事責任とが問われる場合である。その後は、188条以下の時効の規定が続く。

李適時主編『中華人民共和国民法総則釈義』（法律出版社、2017年4月）の579～583頁は第185条の註釈であるが、2016年6月、10月、12月の草案には第185条はなかったとする。2017年3月の全国人民代表大会での審議における提案があつて制定されたことを紹介する。立法手続きの上でも唐突であった。これには狼牙山五壮士事件をきっかけとして英雄烈士の物語を守りたい人々の要望があつたと考えられる。但し、その立法過程の詳細についての研究は今後の課題としたい。

劉穎「〈民法総則〉中英雄烈士条款的解釈法研究」（『法律科学』2018年二期）は、民法総則公布1年後に公刊されたもので、第185条に対して批判的に解釈を試みている。第185条は、最終の四審稿で突然追加されたものであつてその条文自体について論争があつたとしている。立法技術上に難があり、民法典に人格権規定が設けられる場合には、第185条は削除すべきであるとする。英雄烈士とされる者が存命でない場合には、死者の人格権か近親族の権利かという位置づけ自体

に争いがあり、さらに執筆時点では草案であった英雄烈士保護法草案では「社会公共利益」に基づく公益訴訟も構想され（その後制定された英雄烈士保護法はそのような構造となっている）、権利の定位がさらに不明確となっていることを指摘する。また、英雄烈士の定義も不明確であり、烈士については「烈士褒揚条例」及び「軍人撫恤優待条例」に定めがあるが、英雄については「英雄模範」として顕彰する際の中央・地方の若干の法令があるが系統的なものはないとする。洪振快事件に対しても分析を行っている。

「烈士褒揚条例」は、1980年6月4日公布・施行の「革命烈士褒揚条例」に替えて、2011年7月26日に公布・施行されたものであり、その後2019年3月2日及び同年8月1日の改正を経ている。その第8条第1項は、第1号から第5号で烈士につき定めている。犯罪捜査において犠牲となった場合、災害救助等により国家・集団・市民の財産や生命を守るために犠牲となった場合、外交・対外援助・平和維持活動において犠牲となった場合、武器や装備の開発・試験において犠牲となった場合、その他である。現役・予備役の軍人、民兵やその他の者が戦闘・軍事演習・軍事訓練において犠牲となった場合には、「軍人撫恤優待条例」（2004年8月1日公布、同年10月1日施行。2011年7月29日改正・公布、同年8月1日施行。2019年3月2日改正・公布・施行）による旨「烈士褒揚条例」第8条第2項で定められている。

これらの動きがあって、2017年6月に序で述べた松戸論文及び10月の松戸報告が続く。

2017年12月25日には、全国人民代表大会常務委員会において英雄烈士保護法草案の第一回審議が行われた。立法法（2000年3月15日公布、7月1日施行、2015年3月15日改正・公布・施行）の29条は、全国人民代表大会常務委員会での3回の審議で制定されることが原則となっている。同法30条は、その例外として1回または2回の審議で制定することができる旨定めている。原則に従うならば、2018年3月開催予定の全国人民代表大会では憲法改正が予定され、他の草案審議の時間的制約を受けて制定が困難なので、憲法改正後の2018年中、それも後半と思われた。2018年3月11日には憲法改正に重点が置かれ、英雄烈士保護法草案は審議されなかった。

しかし、4月27日に、英雄烈士保護法は全国人民代表大会常務委員会において第二回目の審議を経て公布された（5月1日施行）。緊急の対応を要する案件とも思われなかったが、民法総則制定から約1年でその第185条を詳細に定めた英雄烈士保護法が制定された。

序で述べた2018年5月5日の面談はこのような時期であった。

第二章 当事者及び法院の法理（裁判資料から）

第一節 北京市豊台区人民法院民事判決書（2014）豊民初字第05325号（黄鐘、洪振快訴梅新育名誉権糾紛案一審判決書。2015年12月22日）及び北京市海淀区人民法院民事判決書（2014）海民初字第13924号（黄鐘、洪振快訴郭松民名誉権糾紛案一審判決書。2015年12月21日）において

前者の原告たる黄鐘・洪振快は、被告梅新育がネット上で洪振快が狼牙山五壮士物語に対して批判を行った際、「狗娘養的」（犬が産んだ者）と書き込んだのは、名誉権侵害にあたるとして、公開の謝罪と精神的損害賠償5000元と訴訟・公証費用1000元の支払いを求めた。

被告は、社会公益を守りたい正義感から発した言葉であり、ネット上通常見られる罵りの言葉であって権利侵害にあたらなかつた。

法院は判決において、罵り言葉が限度を超えているか、損害との因果関係はあるか、いかなる損害があるか、の総合判断を行うとして、以下のように判示した。すでに確立している英雄のイメージに疑いをさしはさむ言論に対しては厳しい批判を予見すべきであり、受忍義務も高いものとなつたとし、また、「狗娘養的」の指し示す相手の姓名を明らかにしてはおらず、この言葉が原告の社会的評価を下げてもないので、この罵り言葉は「不文明」（礼儀正しいものではない）であるが、社会的評価を下げる損害を生じているとは言えず、原告の請求は認められないとした。

二審判決も同旨であつた。郭松民との訴訟の一審・二審も同旨。郭松民が書き込んだ言葉には「歴史虚無主義者」も含まれているが、確立している英雄イメージに疑いをさしはさむ行為者をそのように呼ぶのは、中国の主流の価値観とも符合し、必要な限度を超えたものとは言えないものの、被告の言葉遣いは「不文明」であり、「文明」な言葉遣いをする「社会的義務」はあるとした。

郭松民との事件における一審被告代理人（王立華。被告上司）の資格についても原告は争つた。王立華は、後述の葛長生との事件でも登場する。保定狼牙山紅色文化發展研究会（社会团体）副会長（2015年3月15日）であるが、社会团体が推薦する者として代理資格あり、と判示された。

第二節 北京市西城区人民法院民事判決書（2015）西民初字第27841号（葛長生訴洪振快名誉權糾紛案一審判決書。2016年6月27日）において

原告葛長生は、五壯士のひとり葛振林の子であり、狼牙山五壯士の事跡は1943年に晋察冀軍区で「狼牙山五壯士」として榮譽称号が与えられ、中国人民解放軍・中国共産党・中華民族の英雄であつて、学術研究の名を借りて細節を以てそれを否定することは許されないとし、狼牙山五壯士の故事に疑いをさしはさむ行為の停止と公開謝罪とを求めた。

被告洪振快は、葛長生が壯士葛振林の子であるとの確証はなく、原告適格がないとし、また、洪振快の行為は学術的活動であつて、侮辱・誹謗ではないとした。原告はいかなる部分が事実と異なるかを特定せず、いかなる言葉が侮辱・誹謗にあたるかを特定していないので、その主張は認められないとした。また、「質疑」の権利を否定することは憲法違反であるとした。

同旨の訴えは、五壯士のひとり宋学義の子を称する宋福保からも起こされた。これらの事件において、法院は以下のように判示した。

葛長生は葛振琳の子、宋福保は宋学義の子であつて、原告適格を有する。洪振快の論は十分批判にたえる歴史的史料に基づいてはおらず、そうした文章で読者に英雄事跡に対して「質疑」を生じさせるものとなつていて葛振琳の名誉を傷つけ、原告の感情を傷つけるものとなつており、傷つけることについては故意であることを要しないとされた。被告は雑誌・ネットいずれの言論においてもしかるべく発言する能力を有しており、それでありながら傷つける結果を生じる議論を行うことについて「過錯」（故意と過失とを含む上位概念）があるのであつて、学術の自由及び言論の自由は、他人の合法權益、社会公共利益、国家利益を侵害しないことが前提であり、それらを侵害しない義務があるとした。

上記の判決に対して、洪振快は上訴した。

二審判決も同旨であり、さらに、『岡山歩兵第百十連隊史』は証拠として採用しないとした。その理由のひとつが、コピーであり公証されていないことであった。また、人々の知る権利を満足させる行為であることの主観的意図は侵害の責任を免ずるものではないとした。

第三節 判決後の洪振快の発言と最高人民法院

洪振快は、「本人無須道歉，該道歉的是你們一關於執行判決的意見」（2016年9月21日。北京市西城区人民法院あての意見書）、「“狼案”：作者拒道歉，籌判決強制執行費」（2016年9月22日。支援を訴える声明文。）、「雖是螻蟻，也要尊嚴——致師友」（2016年10月22日。支援に感謝する声明）などで、以下のように自らの考えを述べている。

法院は、すでにある故事自体を確立したものとして扱い、ひとつひとつを検証しようとしていないとし、自分の行為は、侮辱・誹謗にあたらぬので、謝罪しないが、判決書の内容を法院が新聞に載せるのは止めようがなく、その費用を請求されるので支援を求めるとした。最終的には支援により寄せられた寄付は、法院から請求された額よりも多かったので、その使い道を検討する旨述べている。

一方、最高人民法院は、2016年10月19日に「最高人民法院發布保護英雄人物人格權益典型案例」として上記の裁判を紹介し、これらの判決は妥当なものであるとした。但し、学術問題や言論の自由への司法による不当な干渉は防がなければならないとも言い、今回の一連の裁判が限界事例としてとらえられていることをうかがわせている。

第四節 若干の考察

英雄烈士の故事に疑いをさしはさむ議論に対しての反論については、受忍限度論的な検討が行われているが、英雄烈士やその家族の受忍限度は議論されていない。また、「質疑」まで禁じることの妥当性についても正面からは検討されていない（後出）。英雄烈士の物語を根本から崩す歴史学的にも法的証拠としても説得力ある資料がある場合にのみ物語への反論は許されるととらえることもができる。最高人民法院も司法による不当な干渉となることを危惧している。

なお、小論の課題ではないが、洪振快の言論に対して壮士やその子への名誉侵害を認めるに当たって、被告は雑誌・ネットいずれの言論においてもしかるべく発言する能力を有しており、それでありながら傷つける結果を生じる議論を行うことについて「過錯」があると判示した。一般の通常人としての能力を設定するのではなく、被告の能力に基準としている点は、不法行為法の観点からはやや興味深い。

第三章 英雄烈士保護法

上記のような一連の訴訟及び関連する議論の後、英雄烈士保護法は制定された。その第10条第2項は、「いかなる組織及び個人も英雄烈士記念施設保護範囲内において英雄烈士を記念する環境及び雰囲気損する活動をしてはならず、英雄烈士記念施設保護範囲内の土地及

び施設を侵占してはならず、英雄烈士記念施設を破壊、汚損してはならない。」とする。再開発による侵占や観光の対象となったときの不心得者への危惧を見て取ることができる。

今回の事案は、第22条第1項が定める「英雄烈士の事跡及び精神を歪曲し、貶め、汚し、否定することを禁じる」に係るものである。こうした行為に対しては、第25条第1項が「英雄烈士の姓名、肖像、名誉、榮譽を侵害する行為に対しては、英湯烈士の近親族は人民法院に訴訟を起こすことができる」との定めにより、訴えを起こすことができる。さらに第2項は「英雄烈士の近親族がない場合または近親族が訴訟を提起しない場合には、檢察機関は法の定めるところにより英雄烈士の姓名、肖像、名誉、榮譽を侵害し、社会公共利益を害する行為に対して人民法院に訴訟を起こすことができる」と定めるので、公益訴訟のひとつとなっている。

最初の公益事件は、早くも2018年5月に提起された。このことについては最高人民檢察院の公刊物である『人民檢察』の2018年9月（下半期）号（第18期）に「英烈 保護民事公益訴訟理論与实践研究專題」として特集が組まれた。事件の概要については肖天奉（江蘇省淮安市人民檢察院檢察長）「首例英烈保護民事公益訴訟案件的辦理」が紹介している。同年5月12日の住宅火災において殉職した消防士が翌13日に革命烈士とされたことにつき5月14日にWeChat上でその死を揶揄する発言を行った者に対して5月21日に民事公益訴訟を提起した。この特集においては訴訟の経過は、判決で謝罪を命じたこと以外は不明である。

<http://baijiahao.baidu.com/s?id=1603688626658373161&wfr=spider&for=pc>

(2019年9月21日アクセス)によれば、6月12日に7日以内に公開の謝罪を行う旨の判決が下され、16日に新聞紙上にて公開の謝罪が行われた)。なお近親族からは訴えが起こされておらず、第25条第2項により公益の観点から公益訴訟が提起される例となっている（仲偉珩（最高人民法院研究室民事處調研員）「英烈保護民事公益訴訟案件辦理須解決四個問題」。判決内容も簡単ではあるが示されている）。

第26条は、「侮辱、誹謗またはその他の方法を以て、英雄烈士の姓名、肖像、名誉、榮譽を侵害し、社会公共の利益を害した場合には、法の定めるところにより民事責任を負う；治安行政管理違反行為を構成する場合には治安管理处罰を行う；犯罪を構成する場合には、法の定めるところにより刑事責任を追及する」と定める。

いかなる表現が「歪曲し、貶め、汚し、否定する」（上記第22条第1項）ことと認定されるかが問題となる。制定直前の2018年4月9日の『法制日報』「捍衛英烈聲譽 法治提供全方位保障」（5面）は図解して、「丑化× 誹毀× 貶損× 質疑×」としている（×は行ってはならない、との意である）。これを日本語にするならば、「貶め× 誹謗× 貶め× 疑問提示×」となる。「丑化」と「貶損」との訳し分けは課題とする。疑問の提示自体が許されないならば、学術的研究の端緒の段階で見解を公開することは悪しきこととなる。

結

小論は、狼牙山五壯士事件における当事者の法的主張や法院の判断やその後の民法総則・英雄烈士保護法の制定について考察を試みた。英雄故事に対する疑義の提示に対する反論において一

定程度のきつい言葉は受忍すべきであり、また、疑義を提示することは壮士またはその子に対する名誉権侵害になることが示された。英雄烈士保護法はこれを法典化したものである。法院は個々の歴史事象については判断していない。したがって疑義を提示しただけで権利侵害となる可能性がある。仮に英雄故事が伝えられている通りでないことが歴史学の営為として一定程度の資料とともに仮説として提示することが可能であったとしても、その公表にはかなりの覚悟が必要となる。

狼牙山五壮士事件から民法総則制定までの立法過程やその後の英雄烈士保護法制定までの過程についての検討は今後の課題としたい。また、英雄烈士保護法の執行過程についても着目し続けたい。

立法過程の背後にある政治的・社会的背景についても、歴史と記憶と法とを考える上では考察を及ぼすべきであるが、この点も今後の課題としたい。当面仮説として考えられることがらには以下のものがある。

第一に軍改革とそれに対する不満（退役軍人待遇を含む）が考えられる。

2015年から2018年にかけて軍の編制について大きな改革があった。それまでの3軍、4総部、7軍区の体制から4軍、戦略支援部隊、7大部、3委員会、5直属機構、5戦区へと改められた（拙稿「中国百科検定」解説シリーズ⑤ 政治と法の部 中央軍事委員会」（『日中友好新聞』2016年10月25日6面）で若干を紹介した）。かつての軍区の陸軍野戦部隊は内戦や抗日戦争以来の伝統をそれぞれもつものであるが、陸海空一体の機動的展開を目指す戦区への改革が軍全体に違和感なく受け入れられたのか否かは検討すべきことがらである。また、「中国の退役軍人 全国から集結、抗議」（『朝日新聞』2018年6月27日13版11面）は退役軍人の不満を伝えるが、これが待遇だけの問題なのかもわからない。その背後には、軍制改革への不満があるのかもしれない。かつての鉄道部廃止が大きな鉄道系権益の突き崩しでもあり、周永康への政治的攻撃でもあったが、軍制改革にも大きな権益集団への制約という面もあるのかもしれない。あわせて今後検討したい²。

第二に、歴史記述とは別に、英雄烈士の事跡を示す施設が開発にまきこまれたり、不心得者の狼藉の対象となったりすることが社会問題としてあった。2013年6月28日の民生部「烈士紀念設施保護管理辦法」（1995年7月20日。同日、革命烈士紀念建築物管理保護辦法廃止）を見るとそのような行動が少なくとも立法者にとっては危惧されている。実際にはどの程度のことが行われているのかは今後資料を集めたい。

第三に愛国・英雄物語の変容があると思われる。英雄烈士の典型的な舞台は内戦・抗日・朝鮮戦争であった。しかし今日では市場の成功者（企業家・技術者など）である。そこに英雄烈士の事跡を語り継ぎたい人々の焦りがあるのかもしれない。また、インターネット上や刊行物において英雄烈士のイメージが新たに加工されることへの嫌悪感があるのかもしれない³。

第四に検討すべきは、また、小論の課題からすれば最も力をいれるべきは、中国における歴史の重みである。序において述べたように、公式の物語である歴史として正史の伝統がある。その伝統は受け継がれ、現在は清史が編纂されている。清史の編纂が終われば、次は正史としての中華民国史であり、抗日の物語はその重要な一部となるはずである。

さらにもうひとつの歴史の重みがある。それは未来からの裁きとしての歴史である。皇帝は天

命を受けて統治を行う。その集権的な政治システムは秦以来のものである。1920年代末以降は国民または人民の意を受けて前衛党が領導する政治システムが採られてきた。こうした中において統治者を制約するものは天譴（為政者が正しい政治を行わないときに天が譴責のために災害を与えるという考え方）と歴史とであった。正しく振る舞わなければ、歴史書にはそのことが記載されてしまう。未来からの裁きである。また、民間においても野史として書かれる歴史がある。為政者はそれを禁書としてとりしめることもできるが、同時代からの評価にも気を回さなければならない。

歴史という人間の知的営為が法においてどのように表現されてきたのか、という点についてはとくに検討を続けたい。

参考文献（時期降順）

- 北京市海淀区人民法院民事判決書（2014）海民初字第13924号（黄鐘、洪振快訴郭松民名誉權糾紛案一審判決書。2015年12月21日）。
- 北京市豊台区人民法院民事判決書（2014）豊民初字第05325号（黄鐘、洪振快訴梅新育名誉權糾紛案一審判決書。2015年12月22日）。
- 北京市西城区人民法院民事判決書（2015）西民初字第27841号（葛長生訴洪振快名誉權糾紛案一審判決書。2016年6月27日）。
- 北京市第二中級人民法院民事判決書（2016）京02民終1989号（黄鐘、洪振快訴梅新育名誉權糾紛案二審判決書。2016年2月29日）。
- 北京市第一中級人民法院民事判決書（2016）京01民終1563号（黄鐘、洪振快訴郭松民名誉權糾紛案二審判決書。2016年2月29日）。
- 北京市西城区人民法院民事判決書（2015）西民初字第27841号（葛長生訴洪振快名誉權糾紛案一審判決書。2016年6月27日）。
- 北京市第二中級人民法院對申請回避的決定書（2016）京02民終6272号（葛長生訴洪振快名誉權糾紛案二審法院對申請回避的決定書。2016年7月22日）。
- 北京市第二中級人民法院復議決定書（2016）京02民終6271号（宋福保訴洪振快名誉權糾紛案二審法院對申請回避的復議決定書。2016年8月4日）。
- 河北省高碑店市人民法院行政裁定書（2016）冀0684行初180号（洪振快訴保定市民政局）。
- 北京市第二中級人民法院對申請回避的決定書（2016）京02民終6272号（葛長生訴洪振快名誉權糾紛案二審法院對申請回避的決定書。2016年8月9日）。
- 北京市第二中級人民法院民事判決書（2016）京02民終6272号（葛長生訴洪振快名誉權糾紛案二審判決書。2016年8月15日）。
- 河北省保定市市中級人民法院行政裁定書（2016）冀06行終304号（洪振快訴保定市民政局。2016年8月25日）。

北京市西城区人民法院執行通知書(2016)京0102執8222号(葛長生訴洪振快名譽權糾紛案執行通知書。2016年9月21日)。

洪振快「本人無須道歉，該道歉的是你們—關於執行判決的意見」(2016年9月21日)。

洪振快「“狼案”：作者拒道歉，籌判決強制執行費」(2016年9月22日)。

「最高人民法院發布保護英雄人物人格權益典型案例」(2016年10月19日)。

北京市西城区人民法院「公告」(2016年10月21日。『人民法院報』2016年10月21日)。

洪振快「雖是螻蟻，也要尊嚴——致師友」(2016年10月22日)。

拙稿「『中国百科検定』解説シリーズ⑤ 政治と法の部 中央軍事委員会」(『日中友好新聞』2016年10月25日6面)。

李適時主編『中華人民共和國民法總則積義』(法律出版社、2017年4月)。

『法律時報』2017年5号「小特集 中国における「民法總則」の制定」。

松戸庸子「英雄譚に正当性を付与するための論理と条理—ネット言論空間で展開された「狼牙山五壮士」名譽棄損事件問題の意味—」(南山大学紀要『アカデミア』社会科学編第13号、23-42頁、2017年6月)。

広東省深圳市宝安区人民法院民事判決書(2016)粵0306民初21198号(洪振快訴劉宏泉名譽權糾紛案一審判決書2017年8月14日)。

Uladzislau Belavusau and Aleksandra Gliszcznska-Grabias eds., Law and Memory towards Legal Governance of History, Cambridge University Press, 2017

松戸庸子「中国リベラリズムの敗北—「狼牙山五壮士」名譽毀損事件をめぐる—」(日本現代中国学会全国学術大会報告。愛知大学、2017年10月29日)。

劉穎「〈民法總則〉中英雄烈士条款的解釈法研究」(『法律科学』2018年二期、2018年3月10日)。

「捍衛英烈声譽 法治提供全方位保障」(『法制日報』2018年4月9日5面)。

「中国海警局、武警に編入」(『朝日新聞』2018年6月27日13版5面)。

<http://baijiahao.baidu.com/s?id=1603688626658373161&wfr=spider&for=pc>
(2018年6月19日の日付。アクセス2019年9月21日。最終確認2020年4月15日)。

「中国の退役軍人 全国から集結、抗議」(『朝日新聞』2018年6月27日13版11面)。

「『調査報道できぬ』去る記者たち 中国メディアの冬 上」(『朝日新聞』2019年4月25日朝刊13版10面)。

『人民檢察』2018年9月(下半期)号(第18期)特集「英烈 保護民事公益訴訟理論与实践研究專題」。

(記者)張震「司法指板如何弘揚社会主義核心價值觀」(『法制日報』2019年5月9日6面)。

注

- (1) こうした規制の傾向を伝えるものとして「『調査報道できぬ』去る記者たち 中国メディアの冬 上」(『朝日新聞』2019年4月25日朝刊13版10面)を参照されたい。
- (2) 2013年に鉄道部が廃止され、行政事務は交通運輸部鐵路局に、現業は中国鐵路總公司に分

割された。2003年に江沢民・周永康へと連なるとされる劉志軍が鉄道部長就任し、鉄道大躍進と呼ばれるような鉄道建設が始まった。しかし2011年に解任された。この年にはその後温州高速鉄道事故が起き、事故につき責任ありとして党籍剥奪（2013年には収賄・職権濫用で執行猶予2年の死刑判決）。2012年には政治局常務委員、中央政法委員会書記であった周永康が失脚、2015年に有罪判決（収賄・職権濫用、国家機密漏洩。無期懲役）を受けた。周時代の政法委員会もまた司法・治安において大きな力を持っていた。これに対する見直しも含まれているのかもしれないが、これもまた憶測にすぎず、検討すべきことである。

- (3) (記者) 張震「司法指板如何弘揚社会主义核心价值觀」(『法制日報』2019年5月9日6面)は、近年のメディアによる英雄烈士の故事や近代史に対して疑義を示すことを批判し、言論の自由も国家社会の公共利益を侵害することはできないとし、司法による「歴史正義感」の確認を肯定している。